全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２５３号

令和６年３月２２日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合

　並びに経済産業大臣が定める期間を定める件について　　　　　（お知らせ）

標記につきまして、令和６年能登半島地震による災害救助法が適用された区域について、再講習等の期間が令和６年３月１９日付けの告示において公布・施行されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

【主な概要】

* 令和６年３月３１日までに再講習を受講しなければならない業務主任者や保安係員等については１年間延長する
* 令和６年１月１日から令和６年６月３０日までに再講習期間が経過しており、業務主任者や保安係員等を選任した場合に係る講習期間を６ヶ月間延長する

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　橋本、國坂